

令和6年度 事業計画

人口減少、少子高齢化が進み、人生100年時代を見据え、高齢者のより一層の活躍が期待される中、シルバー人材センターは、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っています。また、より多くの会員が就業を通じて地域社会に貢献していくためには、地域の特色や実情を踏まえた積極的な取り組みが必要となります。

超高齢社会を迎えた我が国において、シルバー事業に寄せられる期待に応えるには、組織の拡大や事業の一層の活性化など、目に見える実績を示すことが必要であり、そのために最も重要となるのが会員の拡大です。しかしながら、全国的に令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により会員数が減少し、現在も下げ止まっています。このため、令和6年度においては、この流れを反転させ、会員数の持続的な拡大に向けての取り組みが求められています。

さらに、デジタル化を推進することにより、業務の効率化や会員のデジタルリテラシーの向上に取り組みます。併せて、令和6年秋に施行が予定されている「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス新法」という。）について、適切に対応するためのシルバー事業（請負・委任）における新たな契約方法についても検討を行います。

安全・適正就業については、会員の高年齢化、事故の発生状況を踏まえ、安全就業の徹底に向けた取り組みを強化するとともに、健康確保などについて適切な対応を図ります。また、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」は、会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、不適切な請負契約における就業の根絶及び「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業の是正に向けて取り組みます。

シルバー人材センターが大きな転換期にある中で、令和6年度も地域の期待に応えていくために、本計画に掲げた具体的な取り組みを推進していくものとします。

I. 事業の基本方針

1. 普及啓発事業の推進
2. 就業開拓提供事業の推進
3. 独自事業の推進
4. 労働者派遣事業の推進
5. 有料職業紹介事業の実施
6. 安全・適正就業事業の推進
7. 講習会・研修会事業の実施
8. 調査研究事業の実施
9. 相談事業の実施
10. 法人管理事業の推進

II. 事業の実施計画

1. 普及啓発事業の推進

- ① 入会説明会及び入会プロセスに対する見直しを行います。また、Web を活用した入会案内及び入会申込の促進を図ります。
- ② 入会申込者に対する迅速な入会承認及び就業機会の早期提供に努めます。
- ③ 派遣事業の拡大及び高齢者活躍人材確保育成事業の活用による新規会員の確保に努めます。
- ④ 未就業会員への就業相談及び就業促進の強化により、退会抑制に取り組みます。
- ⑤ 女性会員拡大の為、同好会などによるイベントを実施し、会員同士の交流を図ります。
- ⑥ 入会の促進及び広い情報公開の為のホームページ運用を行います。また、「事務局だより」や「いけだセンターだより」などの迅速な掲載を行います。
- ⑦ 市広報誌への記事掲載や各報道機関への情報提供を行うことにより、センターのPR や情報発信を行います。また、10月の「全国シルバー人材センター普及啓発促進月間」に合わせた普及啓発活動を行います。
- ⑧ 北摂7市3町のシルバー人材センターが共同開催する「北部ブロック合同フェスティバル」（令和6年度は池田市で開催予定）を通じ、広域的な普及啓発を図ります。
- ⑨ 池田市をはじめハローワークなどの関係機関との連携を強化し、会員拡大と新たな就業機会の確保につなげていきます。
- ⑩ 池田市や池田市議会に対して、会員が就業のみならず社会保障（医療費、介護保険料）の面で地域に貢献している事実を理解していただき、センターへの更なる支援を要望します。

2. 就業開拓提供事業の推進

- ① 地域に密着した臨時的かつ短期的、またはその他の軽易な仕事の開拓活動を会員及び役員が協力して行います。
- ② 会員のもつ技能・資格などの状況や希望職種を把握し、就業機会の確保に努めるとともに、発注者からの依頼職種と会員の希望職種とのアンマッチの解消を図ります。
- ③ できるだけ多くの会員がその能力と希望に応じた就業機会を得ることができるよう、公平・公正な就業機会の提供に努めます。
- ④ 会員と発注者のニーズに応えられるよう、労働者派遣事業や有料職業紹介事業などの適正な就業を推進します。
- ⑤ Web を活用した受注の拡大を図ります。
- ⑥ 池田市との連携強化による仕事及び補助金の確保を図ります。

3. 独自事業の推進

- ① 地域ニーズ把握のための調査と分析を行い、新たな事業について検討を行います。
- ② 池田市からの受注拡大を視野に、センターの特性を生かした事業の提案などを行います。
- ③ 「高齢者日常生活援助事業」、「空き家管理事業」について、事業の見直しを行いながら、継続して実施します。

- ④ 「介護予防・日常生活支援総合事業」について、池田市社会福祉協議会や他団体と連携を図りながら、実施に向けた取り組みを進めます。

4. 労働者派遣事業の推進

- ① 現役世代の下支えと人材不足分野への参入及び雇用による就業機会の確保、ならびに発注者の多様なニーズに応えるために、労働者派遣事業を推進します。
- ② 地域の状況を見極め、新規派遣先の確保に努めます。また、既存の派遣先に対して、新たな仕事の確保に努めます。
- ③ 業務拡大について、派遣先と派遣会員の要望を調査し、派遣元である公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会と協議を行います。
- ④ 発注者から指揮命令を受ける業務については、労働者派遣事業への切り替えを図るなど、適正な就業を推進します。
- ⑤ 労働者派遣事業で就業する会員に対して、教育訓練などの研修を実施します。

5. 有料職業紹介事業の実施

- ① 臨時的かつ短期的、またはその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する地域の高年齢者に対して、ハローワークなどの関係機関との連携を図りつつ、適正かつ適切な職業紹介を行います。

6. 安全・適正就業事業の推進

- ① 安全就業はシルバー事業遂行の根幹を成すものであり、事故の撲滅と健康の確保を図るために、危険または有害な作業については受託しないよう徹底します。
- ② 安全・適正就業委員会を開催し、事故発生時の状況、原因の分析などを行い、再発防止策を講じます。
- ③ 就業状況を把握し、事故防止を図るため、職員による安全パトロールを実施します。
- ④ 健康管理及び健康確保に関する情報提供を行うことにより、フレイル予防も含め、会員の健康確保に努めます。
- ⑤ 安全就業に関する規程の整備を行い、ペナルティ制度についても検討します。
- ⑥ 受注時における就業内容や就業現場の状況の確認により、事故防止に努めます。
- ⑦ 自主点検表の活用による適正化に取り組むとともに、ローテーション就業やグループ就業の推進を図ります。
- ⑧ 指揮命令及び混在就業の有無など、受託事業としての適否を点検し、必要に応じて就業形態を労働者派遣事業や有料職業紹介事業へ切り替えるなどの措置を取ります。
- ⑨ 就業機会の公平化を図るため、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に基づき、就業日数及び就業時間数の適正化を図ります。

7. 講習会・研修会事業の実施

- ① 就業に必要な技能や知識の向上と後継者の育成を図るため、植木剪定などの技能研修会を実施します。また会員としての基礎知識の習得を目的とした講習会を開催し、発注者

に信頼される質の高いサービス提供に努めます。

- ② 公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会と連携し、高齢者活躍人材確保育成事業として、府民対象の講習会を活用し、就業機会の確保と会員拡大を図ります。
- ③ 市民に発信できるような講習会・研修会の開催を検討し、会員の確保や潜在的なニーズの発掘に取り組みます。
- ④ 講習会・研修会の受講者へのアンケートを実施することにより、さらなる内容の充実を図ります。

8. 調査研究事業の実施

- ① 会員及び就業機会の拡大を図るために、必要な調査研究を行います。
- ② 上部団体や関係機関などが行う各種会議及び研修会へ参加します。
- ③ 近隣センターとの情報交換及び先進センターへの視察を積極的に行います。

9. 相談事業の実施

- ① 入会説明会で「自主・自立、共働・共助」の基本理念の浸透及び「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」の周知を図ります。また、就業に関する相談の機会を設けます。
- ② 市主催のイベントや地域のイベントなどに参加し、市民の就業相談を行います。
- ③ 未就業会員に対する窓口での相談を随時行い、就業率の向上を図るとともに、既存会員の退会抑制に努めます。

10. 法人管理事業の推進

- ① センターの事業運営に関して必要な会議を適宜開催します。また、各委員会の構成について、案件の審議に相応しい人材の登用を検討します。
- ② 地域班活動の役割の見直しを図るとともに、職種班については新たな班の設置を検討します。
- ③ 国庫補助金及び池田市補助金の継続確保に努めるとともに、事務費、派遣手数料、年会費などについて、見直しと検討を行います。
- ④ 業務の効率化によりセンターの経営基盤を強化していく上で、デジタル化の推進が不可欠となる中、システム環境の整備と会員のデジタルリテラシー向上を同時に進めるため、Web入会やWeb受注などの導入検討を行うとともに、会員のデジタル利用を促進します。
- ⑤ シルバー事業の広がりに伴い、センターの事務局職員に求められる知識や能力も高まっています。連合やブロック、拠点間での研修など、事務局職員のキャリアアップに努めます。
- ⑥ 厚生労働省から示された契約方法の見直し方針を踏まえて、適切な変更時期の検討、会員や発注者への説明、業務処理の変更に係るシミュレーションなど円滑な移行に向けて取り組みます。

- ⑦ フリーランス新法が規定する就業条件明示などについて、確実な履行を図ります。また、就業条件の明示を履行するうえで簡便な方法である業務のデジタル化を推進します。
- ⑧ インボイス制度の施行（令和5年10月から）後も業務の効率化や経過措置期間に応じた料金の設定などを通して、安定的な事業運営に向けた対応を行います。